

住宅宿泊事業法施行に基づく住宅宿泊事業者に係る事務の処理について

2017年6月に公布されました住宅宿泊事業法の施行日が2018年6月15日とされ、2018年3月15日から住宅宿泊事業者の事前届出受付等が開始されます。この事務は、都道府県で行う事務ですが、保健所設置市については協議により権限移譲が可能であることから、町田市は東京都と協議を行い、この事務を実施することといたしました。

住宅宿泊事業法に関する業務等は以下のとおりとなります。

1 住宅宿泊事業法について

住宅宿泊事業法は、観光客の宿泊をめぐる状況を考慮し、事業者の適正な運営を確保しつつ、宿泊需要に対応することを目的として制定され、住宅を活用した宿泊事業について規定されています。

この法律により、住宅に人を宿泊させる「住宅宿泊事業」、住宅宿泊事業者から委託を受けて管理業務を行う「住宅宿泊管理業」、住宅宿泊事業者と宿泊者間の宿泊契約仲介を行う「住宅宿泊仲介業」に係る制度が創設され、「住宅宿泊事業」は、都道府県が所管し、「住宅宿泊管理業」と「住宅宿泊仲介業」は、国が所管することになります。

2 町田市における事務処理について

町田市では、届出の受理、立入検査、行政指導、行政処分等の事務を行い、保健所生活衛生課が所管します。また、適正に事務を行うにあたり、警察や消防等の関係機関や都市づくり部等の関係部署と情報を共有し、連携します。

3 広報について

事前届出受付の開始前及び法律施行前に、広報まちだやホームページ等にて事務窓口等について広報します。

4 これまでの経過および法施行までの予定

2017年	6月16日	住宅宿泊事業法公布
	12月8日	東京都へ権限移譲協議書提出
2018年	1月15日	法令に基づき、事務を処理する旨の公告
	3月1日	事前届出受付開始について広報まちだに掲載
	3月15日	事前届出受付開始
	6月1日	住宅宿泊事業法業務開始について広報まちだに掲載
	6月15日	住宅宿泊事業法施行